

令和5年8月10日
県土整備部建築住宅課

報道関係各位

建築物の中間検査の指定改正に関する意見募集について

県では、建築基準法に基づく中間検査の特定工程等を指定し、その都度指定内容の見直しを行っています。

これらの改正案について、広く県民の皆様から意見を募集するため、下記のとおりパブリック・コメントを実施しますので、お知らせします。

県民の皆様に対する周知について御協力をお願いします。

記

1 意見の募集期間

令和5年8月10日（木）から令和5年9月11日（月）まで

2 意見の提出方法

郵送、ファックス又は電子メールにより県土整備部建築住宅課建築行政担当あて提出

(1) 郵送 〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

山形県県土整備部建築住宅課 建築行政担当

(2) ファックス 023-630-2639

(3) 電子メール 県ホームページ「パブリックコメント」中、標記の意見募集ページの末尾にある「お問い合わせフォーム」からお送りください。

3 公表資料

(1) 建築物の中間検査の指定改正案（概要）

(2) 関係法令 建築基準法第7条の3、第18条第1項及び第2項、
第68条の20第2項
建築基準法施行規則第4条の11

4 資料の閲覧方法

(1) 県のホームページ

<https://www.pref.yamagata.jp/kensei/joho/kocho/publiccomment/boshuuchuu.html>

(2) 行政情報センター又は各総合支庁総合案内窓口

【担当】

山形県県土整備部建築住宅課

建築行政主幹 笹島 康利

電話 023-630-2657

報道監 県土整備部次長 森谷 健